

広島国際会議場大規模改修基本計画策定支援業務公募型プロポーザル説明書

1 業務の概要

- (1) 業務名
広島国際会議場大規模改修基本計画策定支援業務
- (2) 業務内容
別添「基本仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間
契約締結日から令和9年9月30日（木）まで

2 事業費

本業務に係る費用は、68,770,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

3 契約担当課

広島市市民局国際平和推進部国際化推進課（本庁舎11階）
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
TEL 082-504-2106 E-mail kokusai@city.hiroshima.lg.jp

4 全体スケジュール

- ・ 公示日 令和8年2月12日（木）
- ・ 現地説明会 令和8年2月24日（火）
- ・ 質問書提出期限 令和8年2月25日（水）
- ・ 応募資格確認申請書提出期限 令和8年3月4日（水）
- ・ 提案書提出期限 令和8年3月11日（水）
- ・ プレゼンテーション、審査委員会 令和8年3月下旬
- ・ 審査結果通知 令和8年3月下旬

5 応募資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格者として登録されている者であること。
- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 本業務の配置予定技術者として次の要件を満たす者を各1名配置できること。なお、兼務の可否については、基本仕様書に記載のとおり。
 - ア 一級建築士免許取得後、5年以上の業務経験がある管理技術者
 - イ 一級建築士免許を有する照査技術者
 - ウ 一級建築士免許を有する担当技術者（意匠）
 - エ 構造設計一級建築士免許を有する担当技術者（構造）
 - オ 建築設備士又は設備設計一級建築士免許を有する担当技術者（電気設備）
 - カ 建築設備士又は設備設計一級建築士免許を有する担当技術者（機械設備）
- (5) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

6 現地説明会の開催

現地説明会を令和8年2月24日（火）午後1時から開催する。参加を希望する者は、2月20日

(金) までに上記3の契約担当課に連絡すること。

7 質問書（様式1）の提出

- (1) 提出期限
令和8年2月25日（水）午後5時15分まで
- (2) 提出方法
上記3の契約担当課のE-mailアドレスに送付
※ 提出後、質問書が到達していることを電話により確認すること。
- (3) 質問に対する回答
質問を受理した日から7日以内（7日目が閉庁日に当たる場合は、その翌開庁日）に質問者に対して回答するとともに、本市ホームページに掲載する。

8 応募資格確認申請書（様式2）等の提出

- (1) 提出書類
 - ア 応募資格確認申請書 1部
 - イ 広島市税の納税証明書（写し可） 1部
「〇〇年〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書（証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）
※ 広島市内に事業所を有していない場合は、申立書（様式3）を提出すること。
 - ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可） 1部
「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）（電子納税証明書は不可。証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）
 - エ 管理技術者・担当技術者一覧 1部
- (2) 提出期限
令和8年3月4日（水）午後5時15分まで（必着）
- (3) 提出方法
上記3の契約担当課のE-mailアドレスに送付又は同課に持参
※ E-mailの場合は、提出後、申請書等が到達していることを電話により確認すること。
- (4) 応募資格確認結果の通知
応募資格確認申請書の受理後、速やかに確認結果を通知する。

9 提案書（様式4）の提出

- (1) 提出部数等
 - ア 正本1部、副本10部を提出すること。
 - イ 提案者名等の記載は正本のみとし、副本には提案者名等応募者が類推できる記載はしないこと。
 - ウ 提案書は1者1提案とし、2以上の提案書が提出された場合は失格とする。
- (2) 提出期限
令和8年3月11日（水）午後5時15分まで（必着）
- (3) 提出方法
上記3の契約担当課に持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）

10 審査

- (1) 審査方法
 - ア 審査・評価は、公平、公正かつ客観的に行うため、広島国際会議場大規模改修基本計画策定支

援業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、別添「受託候補者特定基準」に基づいて行う。

イ 提出された提案書について、応募者によるプレゼンテーション（20分程度、質疑応答を含む。）を行うことを予定している。実施日時等の詳細は、応募者に別途通知する。なお、プレゼンテーションに用いる資料は、事前に提出された書類のみとする。

(2) 受託候補者の特定

ア 審査委員会での審査の結果、最高得点の提案書を提出した者を受託候補者とする。ただし、審査委員会において、得点の総計が最も高い提案内容が本市の求める最低限の水準（総計の6割）に達していない場合は、この限りではない。

イ 最高得点者が2者以上あった場合は、審査委員会において協議の上、受託候補者を特定する。

(3) 審査結果の通知及び公表

受託候補者を特定した後は、速やかに応募者全員に審査結果を通知するとともに、応募者全員の商号・名称及び審査結果を本市ホームページにおいて公表する。

11 契約

(1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約とする。ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得たものを受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を行う。

(2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、上記3の契約担当課に提出したとき。

なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険取扱機関の審査が必要であり、契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険取扱機関と相談しておくこと。

イ 契約保証金免除申請書（本市ホームページからダウンロード可）を上記3の契約担当課に提出したとき。

契約保証金免除申請の承認には、次の①から③に掲げる条件を全て満たしている必要がある。

① 契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行していること。

② 広島市税について滞納がないこと。

③ 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

詳細は、「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」（本市ホームページからダウンロード可）を参照のこと。

なお、契約保証金免除申請の承認には、本市による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、本市において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に上記3の契約担当課に申請すること。

12 その他

(1) 本件業務の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び広島市委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。

(2) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提案書等の作成及び提出に係る費用は、全て応募者の負担とする。

(4) 提案書に記載した従事予定者は、原則として変更できない。病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更する場合は、本市の了承を得なければならない。

- (5) 本プロポーザルに参加しようとする者は、審査結果の公表まで、本プロポーザルに関し、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利になるように、委員に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、失格にするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 提案書等に虚偽の記載をした場合その他不正の行為をした場合は、失格にするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- (7) 提出された提案書等に係る内容は、受託候補者特定の目的以外に無断で使用しない。ただし、応募者の了承を得た場合は、この限りではない。また、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第5条第1項に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (8) 別添「基本仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、提案書の内容については、全て契約書にその内容を記載（添付）し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認する。
- (9) 契約は本業務に係る予算の成立を条件とし、その締結日は令和8年4月1日（水）とする。なお、予算が成立しなかった場合は、審査及び契約の手続を中止することとし、その場合の提案者に生じた損害は補償しない。